新型コロナウイルス感染症について

令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の５類感染症に移行されました。

つきましては、次のことに注意してください。

１　感染が確認された場合は、**「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するま**

**で」出席停止**となります。（発症した日や症状が軽快した日を0日とする。）

また、発症後10日間はマスクの着用をお願い致します。

２　保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒については、**「本人に基礎疾患がある」**、または**「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる」**と申し出があった場合は**出席停止**となります。

３　発熱や咳などの新型コロナウイルス感染症に類似する症状があっても、**感染が確認さ**

**れていない場合は欠席**となります。

４　発熱や咽頭痛、咳など体調が普段と異なる場合は自宅で休養し、無理して登校しないよ

うにしてください。